

# スポーツ法学入門

発行に当たって	2
前編・スポーツ法学の基本理論	
第1章 スポーツ法学の意義	千葉 正士 4
第2章 スポーツ国家法	小笠原 正 23
第3章 スポーツ固有法	森川 貞夫 41
第4章 諸外国におけるスポーツ法	
第1節 アメリカ	井上 洋一 57
第2節 イギリス	中村 祐司 71
第3節 ドイツ	小林 真理 85
第4節 フランス	齋藤 健司 96
後編・スポーツ法学の基本問題	
第1章 スポーツ権	永井 憲一 114
第2章 スポーツ振興法	濱野 吉生 127
第3章 スポーツ団体と競技者	佐藤 千春 147
第4章 プロスポーツと契約	浦川道太郎 164
第5章 スポーツ事故と法的責任	
第1節 総論	伊藤 堯 186
第2節 スポーツ事故と刑事責任	湯浅 道男 194
第3節 過失によるスポーツ事故と損害賠償責任	菅原 哲朗 206
第4節 施設・設備の瑕疵によるスポーツ事故と損害賠償責任	望月浩一郎 222

## 第4節 施設・設備の瑕疵によるスポーツ事故と損害賠償責任

### はじめに

スポーツの裾野の広がりと共にスポーツ事故が紛争に至るケースも増えている。1995年3月末までに公刊集に掲載されたスポーツ中の事故及びスポーツ施設（設備を含む、以下同じ）に関する**事故判例**（若干の公刊集未掲載判例を加えた）は、236事件288判決（高裁41件、最高裁判決11件）に達している。

裁判の類型は、刑事事件（6件、2.5%）、民事損害賠償請求事件（223件、94.5%）、各種保険関係事件（7件、3.0%）に大別される。民事損害賠償請求事件の中で、施設の設置管理の瑕疵が事故の原因であるとして民法第717条ないし国家賠償法第2条が請求原因とされたのは78事件（損害賠償請求事件の35.0%）あり、その内請求（一部）認容判決が37件（47%）、全部棄却判決が41件（53%）である。スポーツ損害賠償請求訴訟全体では、請求（一部）認容が134件（60.0%）であるのと比較すると、施設の設置管理の瑕疵を請求原因とする場合は請求が認められにくい傾向にある。

### 1. 問題の所在：責任の根拠法

施設の設置管理の瑕疵を理由とする損害賠償請求の法律上の根拠は、①瑕疵（欠陥）があれば過失がなくとも責任を認める民法第717条の土地工作物責任等、②設置管理の義務違反を不法行為とする一般不法行為責任、③施設の使用関係に何らかの契約関係（安全性に欠ける設備の売買契約等）があるときの債務不履行責任——に大別される。施設の設置管理の瑕疵が問題とされる事件で、民法第717条、国家賠償法第2条の要件を満たしている

場合は、主張立証責任の点で原告側が一般不法行為責任を選択する実益はなく、①の請求が大半を占めており、1995年7月の製造物責任法の施行により、この傾向はさらに強まると予想される。

土地工作物責任、営造物責任、製造物責任の法律要件は次の通りである。

#### 土地工作物責任（民法第717条第1項）

土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス。但シ占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者ノヲ賠償スルコトヲ要ス

#### 営造物責任（国家賠償法第2条第1項）

道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる

#### 製造物責任（製造物責任法第3条）

製造業者等は、その製造、加工、輸入、又は前第3条第2号若しくは第3号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥に因り他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる但し、其の損害が当該製造物にのみ生じたときはこの限りでない

スポーツ事故のこれらの規定を適用する場合で問題となるのは、第1に「瑕疵」が問われる対象の「土地ノ工作物」「公の営造物」「製造物」の範囲であり、第2に問題となるのが、「瑕疵」「欠陥」がいかなる要件で認められるかである。

### 2. 瑕疵が問題とされる施設の範囲

#### (1) 土地工作物責任

土地工作物責任(民法717条1項)は、「土地の工作物」の瑕疵についての補償を定めている。「土地の工作物」とは「土地ニ接着シテ人工的作業ヲ為シタルニ依リテ成立セル物」(大審院1928.6.7、大審院民事判例集7巻7号443頁)

である。土地工作物責任は危険責任の法理を基礎としているところ、産業技術の高度な発展は危険責任の法理で解決することを妥当とする範囲を拡大しており、判例も適用範囲を拡大してきている。

スキー事故において、「ゲレンデとなる土地は、主として自然の地勢を利用するものではあるが、一般には樹木の伐採や地均し工事等その土地についてもある程度の加工が施されるのが常態であることは顕著な事実であるというべきであり、現に本件ゲレンデにおいても、右に見たように、積雪前においては灌木等を刈り取り、滑走可能となつてからは、その雪面の整備をする程度の人工は加えられているのであるから、本件スキーロープとゲレンデとは、全体として土地を基礎とする一個の企業設備をなすものであって、土地の工作物に当たるものと見るべき」であるとする（長野地方裁判所1970.3.24、判例時報607号62頁、同旨東京地方裁判所1990.3.26、判例タイムズ737号173号）。

スポーツの中には、自然を利用して行われる登山・スキー・水泳・ダイビング等もある。判決のように、ゲレンデとして整備されたスキー場は、自然物であっても「土地工作物」というべきであるが、何ら整備がされていない場合には、「人工的に作業を為した」という要件に欠け、「土地工作物」ということはできない。

## (2) 国家賠償法

国家賠償法第2条の「公の営造物」とは、「国または公共団体の特定の公の目的に供される有体物及び物的設備をいう」とされており、判例上は自動車、自動二輪車、ピストル等の動産をも「公の営造物」としている（札幌高等裁判所函館支部1954.9.6、下級裁判所民事裁判例集5巻9号14頁36、大阪高等裁判所1987.11.27、判例時報1275号62頁）。

通説は、河川・湖沼・港湾・海岸等の自然の状態で公共の用に供される自然公物も公の営造物であるとする。かつては、整備された海水浴場を「公の営造物」と言えないとした判例もあったが（横浜地方裁判所1951.2.27、下級裁判所民事裁判例集2巻3号289頁）、近時は肯定している。

海水浴場で児童が乗ったゴムボートが沖に流され転落死した事件で、海水浴場の救助体制・救護体制が十分でないことが瑕疵であるかが争われた。裁判所は、前提としての海水浴場が公の営造物か否かについて、「本件海水浴場は、2万㎡の海域（汀線の延長250m、幅80m）とそれに接する海浜を中心的要素として構成される海水浴場であり、普通地方公共団体である被告が遊泳禁止区域を画し、人的物的施設を配置して、海水浴場として開設し、利用者に供していたものであるから、被告が設置・管理する公の営造物といえることができる」とした（東京地方裁判所1980.1.31、判例時報956号25頁）のである。

## (3) 製造物責任法

製造物責任法は「製造物」を保護の対象とする。本法は、科学技術の高度な発展により工業製品を使用する消費者の安全性を確保することを目的としており、工業的に生産された動産を対象とし、製造物を「製造又は加工された動産をいう」（同法2条1項）と定義している。

## 3. 瑕疵の判断基準：一般的に

民法第717条第1項と国家賠償法第2条第1項の設置又は管理（保存）の「瑕疵」は同意義とされ、そのものが本来備えているべき性質や設備（通常有すべき安全性）を欠いていることであると解されている。

瑕疵は客観的に存在すれば足り、占有者または所有者の故意・過失に基づくことを要しない。また、「瑕疵」の存否は損害発生時を基準とし、その時点での科学技術を前提とした社会通念で判断することになる。

安全性を確保するために費用を要することが「瑕疵」の判断に影響を与えるか否かは、河川においてはその特殊性から費用を考慮するものの（最高裁判所1984.1.26、最高裁判所民事判例集38巻2号53頁）、他においては考慮されない（最高裁判所1970.8.20、同上24巻9号1168頁、最高裁判所1971.4.23、同上25巻3号351頁）。

## (1) 他の同種の施設との比較

事故の発生した施設と類似した構造・規格の施設が多数存在することが「通常有すべき安全性」の判断の根拠として主張される場合がある。類似施設が多数存在し、かつ、それらにおいて過去に事故が生じていないという事実が立証されるならば、当該施設が備えている安全性で通常事故は生じないと判断でき、瑕疵はないと判断できる。

この判断手法をとる場合には、事故発生の蓋然性の低いことが明らかにされる必要がある。類似施設が多数存在するか否かという事実のみならず、過去において当該類似施設において事故が生じたことがないという事実が吟味されなければならない。また、事故がいくつかの要因の複合により生じる場合には、これらの要因が複合する前提での事故の発生の蓋然性が検討される必要がある。

### スタート台なしプールサイドからの飛び込み事故

小学校6年生が、体育の授業で、スタート台から水深0.9mのプールに飛び込んで頸髄損傷を負った事故で、「原告よりなお5、6cm身長の高い児童4、5名を含めて、原告以外誰も右飛び込みによって受傷していないこと及び当日前の授業時も全く同状態のもとで右飛び込み技が行われたが、原告を含めて全員無事故であったことがこれを示す」（大阪地方裁判所1976.6.20、判例時報1215号104頁）と瑕疵を否定した。

中学生が、プールサイドから水深約1mの市営プールに飛び込んで頸髄損傷を負った事故において、「かつて本件プールが5年間、飛込台をも設えた日本水泳連盟公認の競泳用プールであったことや、右飛込台撤去の前後を通じ、また休日の本件事故時と同様に水位の低下した時間帯においても、通常の遊泳に伴う飛込がなされている限りでは、傷害事故等発生したことの無いことを考えれば、本件プールの右水深や水位が、一般遊泳用プールとして通常備えるべき安全性を欠く程に低すぎるとまで断定することはできない」（大阪地方裁判所1979.1.26、判例タイムズ384号146頁）と判示した。

水泳における飛び込み事故は、水底に頭部を打ちつけることで生じるのであるから、水深やスタート台の高さの安全性を判断するためには、類似施設において水底に頭部を打ちつける事故の危険性を検討する必要がある。そのためには、水底に頭部を打ちつけた重傷・死亡事故のみならず、水底への接触によりたんこぶをつくったり、鼻をすったりする軽傷事故、負傷するにいたらなかった水底への接触事故まで視野に入れて安全性を検討する必要がある。

このような危険性の有無は**事実認定の問題**ではあるが、「宮崎県教職員組合中央支部で行った『プール施設実態調査』の結果では、本件プール（長さ25m、幅16m、水深は両端で1.1m、中央付近で1.2m、スタート台の高さは満水時で45cm）とほぼ同じ水深を持つ中学生用プールにおいて、調査対象の中学生の34.5%が水底に接触するなどの事故にあっており、体位が向上するについて、その率は高くなっている」（宮崎地方裁判所1988.5.30、判例時報1296号116頁）と判示しながら、なお、プールの設置管理の瑕疵を肯定しないが、この判断については批判がある。

## (2) ガイドライン・競技規則で定める構造・規格との比較

事故の発生した施設の構造・規格が、各種競技団体の規則やガイドラインで定める施設の構造規格に関する基準に合致することが、**通常有すべき安全性**の判断の根拠として主張される場合がある。このような基準と比較することの当否は当該基準の性格により結論は異なるので、分けて検討をする必要がある。

第1の類型は、当該基準が、事故を防止しうるか否かという視点から安全性を検証された基準（十分条件として安全性の基準）である場合である。十分条件としての安全性が検証されたガイドラインであるならば、これに合致することをもって瑕疵がないと判断できる。

第2の類型は、当該基準が、安全性を確保するための最低基準（必要条件としての安全性の基準）でしかない場合である。最低基準に合致しないことをもって「通常有すべき安全性」に欠けると判断することはできるが、最低基準

を満たしたからと言って直ちに「通常有すべき安全性」は認められず、さらなる検討を必要とする。労働災害事故において、労働安全衛生法などの安全法規は安全を確保するための最低限度の基準であり、法に違反した施設でないからといって瑕疵がないということとはできない（最高裁判所1962.11.8、最高裁判所民事判例集16巻11号2216頁、同1971.4.23、同上25巻3号351頁）が、同じ問題である。

第3の類型は、当該基準が、その成立過程において何ら安全性について検討されていない場合である。このような基準に合致しているか否かは瑕疵の有無の判断とは何の論理的関連性を有しない。

#### スタート台ないしプールサイドからの飛び込み事故

スタート事故において、財団法人日本水泳連盟の「公認規則」や文部省の「水泳プールの建設と管理の手びき・1966年」などに合致する構造規格のプールであったことを理由として設置管理の瑕疵を否定する判例がある。

成人女性が、市営プールのプールサイドから水深約1mの市営プールに飛び込んで頸髄損傷を負った事故において、本件プールは「(日本水泳連盟の)競技規定競泳規則同付則プール公認規則に定める規格に合致するよう設計されているが、水泳熟練者ばかりでなく、一般市民においても、プールを遊泳のために利用する者として通常の飛込方法に従ってスタート台から飛込む限り、プール底部に頭を激突させるような危険性は全くなく、従って同プールは競泳用のプールとしてばかりでなく、一般遊泳用のプールとしても通常備えるべき安全性を具備している」(大阪地方裁判所1969.11.27、判例時報584号88頁)と判示した。

この判決は、財団法人日本水泳連盟の「公認規則」が上記3類型のいずれであるかについて何の検討もないまま、十分条件の安全性を示す基準であるとして判断をしている。

#### サッカーのゴールポストへの衝突事故

安全性について検討されたか否かの視点からではなく、

競技の規則として当該基準に基づく施設が強制される場合がある。

サッカー競技で、プレーヤーがゴールポストに衝突・負傷する事故はしばしば目にし、ゴールポストの素材の変更やこれに緩衝物を巻く等の措置をとれないかという意見も少なくない(横浜地方裁判所1977.9.5、判例集未掲載)。国際サッカー評議会は、「ゴールポスト及びクロスバーは木材・金属またはその他評議会によって適宜認められた材質で作られなければならない。それらの断面は正方形、長方形、円形、半円形及び楕円形のいずれでも良い。上記以外の材質や断面のゴールポスト及びクロスバーは許されていない」(サッカー競技規則1条)と定めている。

スポーツ競技は、それぞれの競技に自主的に定められた規則があり、この規則を前提に競技に参加している以上、規則に適合する設備が一定の危険性を有していたとしても、当該危険は社会的に許容されていて、参加者は当該危険を引き受けた上で参加をしていると考えるべきである。競技の場合には規則に適合している施設は原則として瑕疵があるとは認められない。

このような許された危険、危険の引受の法理が妥当するためには、第1に、当該施設が有する有益性や当該規格構造であることの必要性が、その危険性を上回っている必要がある。第2に、引き受けたと評価される危険は、社会的に許容される範囲を超えてはならない。一般的には、施設利用者に対する危険が、高度な蓋然性で身体生命に対する重大侵害を引き起こすものであってはならない。第3に、危険の引き受けがあったと評価されるためには、施設利用者がその危険を理解した上で、危険を引き受けたと評価されることが必要である。利用者の判断能力、危険性の明白性(一般人をしても容易に理解しうる危険か)等の点からの検討が必要となる。

競技団体の自主性は尊重されなければならないが、上記要件に欠けると競技規則に適合していても「通常有すべき安全性」に欠けると判断される場合がある。

財団法人日本サッカー連盟は、サッカーのゴールポストの材質構造を前記の通り定めた理由を公式的に説明はしていないが、関係者から聴取したところ、ゴールポストにあたったボールの行方は試合を左右するので、公平な試合となるよう一定の強度と形状を規則で定めているとのことであった。

科学技術の進歩と共に、競技を進める上での公平性の要請と安全性の確保の要請とが両立しうる材質構造のゴールポストの普及が可能となれば、現在の競技規則で規定されている材質構造に合致するゴールポストであることをもって、直ちに瑕疵がないと判断できるか否か微妙な問題を生じる。

また、競技規則は、公式競技を行う上での必要性から定められているものである。児童・生徒を対象とした教育課程でのサッカーに、公式競技と同様に試合環境を厳密に公平に整備することが必要か否かは、教育のありかたの視点から検討されなければならない。また、教育課程における施設の利用者が未だ判断能力の十分でない児童・生徒であることは、ゴールポストに衝突するという危険が現実化する可能性がより高いのではないか、危険の引き受けがあったと言えるのか、という点についてもさらなる検討が必要である。

#### 4. 瑕疵の判断基準：個別要素

瑕疵の存否については、その物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して、具体的個別に判断すべきであるとされる。

##### (1) 人工的施設か自然を利用した施設か

施設が人工物であるか、自然を利用した施設であるかは、瑕疵の判断に影響を与える。人工的施設の場合には、そこから生じる危険性は人的に作り出されたものである。施設の設置管理に当たっては、施設の設置により生じた危険を現実化させないように防止し、万一危険が現実化した場合

については、原則として施設の設置管理者がその責任を負わなければならない。

一方、自然をそのまま利用する場合には、自然の有する危険は利用者自身により回避されることが利用の前提となる。登山道が整備されていない山岳における登山・スキー、海水浴場として何ら整備のされていない海岸での水泳等では、もっぱら利用者自身の責任において事故を回避することになる。

現実には、施設の瑕疵が問題となる場合には、自然に何らかの人工的な手が加えられている場合であり、当該事故が自然の有する危険が顕在化したに過ぎないのか、人工的な手が加えられたことにより生じたものかの判断が微妙なケースがある。

##### 未整備のゲレンデ

緩斜面のゲレンデ下部が31度の急斜面となっていたため、止まりきれずにゲレンデ外に飛び出して転倒死亡した事件について、本件ゲレンデは閉鎖されてはいなかったが、その状態からして滑走不能状態であることが容易に認識できたとして瑕疵を否定した(横浜地方裁判所川崎支部1990.12.6、判例時報1382号112頁)。

##### 登山道の柵、橋等

国立公園内の自然歩道の滝を見下ろせる地点で、滝を見ようと木柵に寄りかかったところ木柵が折れて滝川に転落死した事故において、「本件現場に柵を設置する以上は、登山者がその横木に寄りかかり、体重を加えた程度で折損しないだけの強度のものを設置し、維持しなければ、柵それ自体が事故の誘因となりかねず、このような柵が放置されていること自体が国立公園の施設として通常有すべき安全性を欠くものと解すべきである」と判示した(東京地方裁判所1978.9.18、判例時報903号28頁)。同様に、国立公園内の吊り橋のワイヤーロープが切れて、橋を渡っていた登山者が谷川に転落死した事故について、管理の瑕疵を認

め（神戸地方裁判所1983.12.20、判例時報1105号107頁）、港湾設備の一部である旧遊歩道を歩いていて高波にさらわれて溺死した事件では、危険時に立ち入りを禁止する措置をとっていなかったことを瑕疵と認めた（盛岡地方裁判所1978.11.2、判例時報935号92頁）。

一方、国立公園内の硫黄山等と呼ばれている噴気の多い地域の中の遊歩道から約9m斜面をおりた場所で噴気孔に転落して全身熱傷を負い死亡した事件で、硫気の噴出の危険表示があり、通常観光客が立ち入るような場所的環境にないことなどから、柵や立ち入り禁止の掲示をしていなくても瑕疵はないとされた（福岡地方裁判所1972.4.24、判例時報1437号134頁）。

#### プール・海岸等

プールのように人工的に危険を有する施設を設置した場合は、施設の設置管理者によりその危険が現実化することを防止する処置がとられて、はじめて「通常有すべき安全性」がある。児童公園に隣接し、フェンスで囲われた小学校用プールに3歳の幼児が転落溺死した事件で、「このような場所にあるプールが児童公園で遊ぶ幼児らに誘惑を与えるであろうことは容易に看取しうるところであるのに、前記認定のとおり本件プールのフェンスの高さは1.66mないし1.87mで忍び返しなどは設けられておらず、北側フェンスの上には一条の有刺鉄線が張られていたがその一部は破損していたのであり、フェンスの金網は一辺の長さ約5cmの菱形をなして、幼児でもこれを手がかり足がかりとしてよじのぼれば容易に乗り越えられる構造」であるから、本件プールは営造物が通常有すべき安全性を欠いていたと認めた（仙台高等裁判所1980.9.9、未掲載、最高裁判所1981.7.16、判例時報1016号59頁）。大人用と子ども用プールが併設されている施設で7歳の児童が大人用プールで溺死した事件において、「本件プールの利用の安全を確保するためには、少なくとも監視員を2名ないし3名配置し、常時プール利用者を監視して事故の発生を遅滞なく発見し

救助しうる体制を整えておく必要があった」として設置管理の瑕疵を認めた（大阪高等裁判所1974.11.28、判例時報773号97頁）。

一方、海や湖のように自然物の場合には、その自然物の管理状況との関係で社会通念上求められる安全性を有するか否かで判断される。海水浴場としての設備が全くない海岸においては、自然物の有する危険性は利用者が回避する前提でもって遊泳が許されているに過ぎないのであり、特段監視施設・救護施設がなくても「通常有すべき安全性」に欠けるものではない。これに対し、海水浴場として諸設備が整備されている海岸においては、水難事故を完全に防止し得るような監視体制を整える必要はないとしても、①遊泳に適した区域を遊泳区域として表示し、②潮流などの関係で遊泳が危険になった場合にこれを知らせること、③外的危険物の侵入の防止、④水難事故発生後の救助・蘇命体制を必要とする（東京地方裁判所1980.1.31、判例時報956号25頁）。

#### (2) 施設利用者に対する安全性と非利用者に対する安全性

ゴルファーの打った打球による事故については、打球がコース外に飛び出して生じた事故と、コース内で生じた事故とで区別して考える必要がある。

日本におけるゴルフコースのほとんどは自然の地勢に人工的な手を加えて利用に供している。ゴルフボールがコース外に飛び出す危険性はコースの設置者により作り出された危険であり、施設設置管理者はコース外に打球が飛び出す危険を完全に防止してはじめてゴルフコースにおける通常有すべき安全性を備えることになる。

一方、ゴルフコース内におけるゴルファー間の打球事故において、ゴルフコースに要求される通常有すべき安全性（逆に言えばゴルファーが施設の設置管理者との関係で引き受ける危険）は、社会通念としてのゴルフによって決まる。ゴルファー間の事故を完全に防止するためには、各ホールの間を全てフェンス等で分けるといった処置を必要とするが、社会通念としての通常有すべき安全性を備えたゴ

ルフ場というためには、このような完全な防止設備を必要とするのかという問題である。

判例は、隣接ホールへ打球が飛んでいくことを完全に防止するまでの安全設備は必要としないが、コースレイアウトの関係で隣接ホールへ打球が飛び込む場合が多いような場所については、それを防止しうる設備を備えることを求めている（東京地方裁判所1985.5.29、判例時報1206号49頁）。また、ボールを打つ地点からは打球の落下地点が見通せないレイアウトで、キャディーがプレーヤーの前方に行かざるをえない場合は、前方の待機場所にネットなどの待避施設を用意しておかなければ通常有すべき安全性に欠けるとされる（神戸地方裁判所伊丹支部1972.4.17、判例時報682号52頁）。

### (3) 利用対象者・利用方法

「当該営造物の利用の態様及び程度が一定の限度にとどまる限りにおいてはその施設に危害を生ぜしめる危険性がなくても、これを超える利用によって危害を生ぜしめる危険性がある状況にある場合には、そのような利用に供される限りにおいて右営造物の設置、管理には瑕疵があるというを妨げず、したがって、右営造物の設置・管理者において、かかる危険性があるにもかかわらず、これにつき特段の措置を講ずることなく、また、適切な制限を加えないままこれを利用に供し、その結果利用者又は第三者に対して現実に危害を生ぜしめたときは、それが右設置・管理者の予測しえない事由によるものでない限り、国家賠償法2条1項の規定による責任を免れることができない」とされている（最高裁判所1981.12.16、最高裁判所民事判例集35巻10号1369頁）。

プールが通常有すべき安全性は、プールの構造、利用者の年齢・体格・水泳の技量等の要素と監視救護体制という管理の要素との相関関係で決まる。水深が50cm～60cmのきわめて浅いプールであっても、十分な監視体制をとらないまま3歳児（身長90cm）に利用させる場合には事故が生じる危険性は高い（大阪地方裁判所1987.3.9、判例時報1256

号55頁）。

一方、未熟者が危険な状況に出たときにはただちに適切な措置がとられる体制がとられているならば、最深部が2.7mのプールであっても直ちに瑕疵があるとはいえない（東京地方裁判所1964.10.27、判例時報407号44頁）。プールの利用対象者との関係で安全性が問題となるが、近時、溺死の研究が進み、ノーパニック症候群（水中での呼吸飢餓感のない意識喪失）等の「泳げる人が溺れる」ケースに注意が喚起されており、泳力の高い者に利用を限定しているような場合であっても、監視体制も救護体制も全くないようなケースではプールの管理が十分であったかが問題となる。

サッカーゴールの転倒事故においては、ほぼ同様の事案において、小学校において瑕疵を肯定し、中学校においては瑕疵を否定していることが注目される（福岡地方裁判所1980.6.30、判例集未掲載、岐阜地方裁判所1979.2.28、判例集未掲載、岐阜地方裁判所1985.9.12、判例時報1187号110頁）。

### (4) 施設利用者自身による危険回避行為

瑕疵のないスポーツ施設と言っても、利用対象者に対し完全な安全性を保証しているものではない。スポーツには、自らの能力を高めていく要素があり、その過程において一定の危険性があっても、この危険は能力を高めるという有益性との比較検討において許容され、利用者自身の危険回避行為により対処されるべきものであるとされる。この意味において、施設に要求される安全性は絶対的な安全性ではなく、「通常有すべき」安全性である。

#### ゲレンデにおける工作物

スキーヤーが多く滑降している場所に設置された防護マットが巻かれたコンクリート製支柱の下部が融雪に伴い雪面上に70cmむき出しになっていた事例では、「スキー場のゲレンデは、スキーヤーの生命身体の安全を確保し、危険の生ずることを防止するための措置が講じられていることが必要であり、スキーヤーの滑降場所付近は障害物を除去



して、必要な設置物については直撃の場合に生ずる重大な結果を阻止するための防護設備を備えることを要し、かかる措置が講じられていないゲレンデは土地の工作物の設置、保存に瑕疵があるというべきである」と判示し、コンクリート製の支柱に巻かれたマットの位置が調整されていない状態を瑕疵とした（旭川地方裁判所1977.6.16、判例時報1250号111頁）。

一方、ゲレンデで夜間、そり遊びをしていて照明用鉄柱に衝突負傷した事件では、ゲレンデの安全性は、スキーヤー自身の危険回避行為を前提とした安全が確保されれば足りるとした。その上で、斜度が約10度、幅30～50mの整備されたゲレンデと鉄柱との間には6mの被圧雪エリアがあったとの事実認定のもと、設置管理の瑕疵を否定した（富山地方裁判所高岡支部1990.1.31、判例時報1347号103頁）。

ほぼ類似した事案でありながら結論を異にしているのは、当該ゲレンデの状況がスキーヤーが支柱に衝突することを容易に避け得たか否かの事実認定の差に起因している。いずれの事案においてもスキーヤー自身の危険回避行為を前提としながら判断しているものである。

#### 遊具施設

小学校4年生が、2人掛けベンチ2基が向かい合って設けられた安全ブランコの背もたれ上端のパイプに立って強く揺り動かしたところ、足を滑らせて宙吊り状態になり、揺り戻ってきたブランコに激突・転落して負傷した事件において、本来の遊具とは異なる利用方法であること、本来の遊戯方法と異なる本件のような遊戯方法をとったとしても振幅と速度の調整が可能であるので構造上の瑕疵があるとは言えないとした（大阪地方裁判所1984.11.28、判例時報1155号281頁）。

出発台の後ろの柵からターザンロープにつかまって出発した児童がバランスを崩し、出発台で順番待ちをしていた児童に衝突し、転落失明させた事件で、出発台後方の柵から出発することを防止しなかった点が瑕疵であるとして争

われた。裁判所は、「出発台後方の柵から紐にぶら下がって出発する遊び方自体、本件ターザンロープの通常の用法から外れるものではないし、そのような用法に従って発生すると予想される危険ないしエネルギーが、遊具の目的を逸脱した過大なものであるとはいえない。したがって、このような遊び方を防ぐ措置をとらないとしても、本件ターザンロープの設置管理に瑕疵があるとはいえない」と判示した（東京地方裁判所1991.4.23、判例タイムズ767号96頁）。

遊具施設において、転落の危険を完全に防止しようすれば、ジャングルジムも鉄棒も設置不能となってしまう。これらの遊具については、①当該遊具が運動能力の向上や危険からの回避能力の向上等の点で有益であり、②当該遊具の利用対象者の運動能力に照らして重大事故が生じる蓋然性が低く、③予想される事故に対して被害を拡大する施設（例えば、地面が固い素材であったり地面に鋭利な突起物があったり）でない限り瑕疵がないと判断されるべきものである。安全ブランコの背もたれに乗った利用やターザンロープの出発点の後ろからの出発による事故も上記の視点から検討されるべきこととなる。なお、訴訟では争点となっていないが、ターザンロープの事案では、後方からの出発を通常の利用方法であるとするならば、衝突する危険性のあるような場所に出発台を設置した点に瑕疵は無かったのかという点も検討されるべきである。

#### ⑤ 第三者・被災者の行為の介在

当該施設に第三者の行為や被災者自身の行為が加わることにより危険が顕在化することがある。このような場合には、当該施設の置かれた環境や利用に供されている状態などに照らして、当該第三者の行為や被災者自身の行為を予測してまで安全性を確保すべきか否かの判断が求められる。

中学校プールのプール底に設置された循環浄化装置の排水口（環水管）の鉄蓋が何者かによりはずれていたため、生徒が足を吸い込まれ脱出できず溺死した事件において、「この鉄蓋は中学1年生男子の背筋力で移動させることが可能であった」との事実認定のもと、「本件プールを使用

する者が、まだ心身共に成人になりきっていない義務教育中の中学生であることを考えたとき、鉄蓋が生徒の力で移動され、排水口が開いてしまうことのないよう、鉄蓋をたやすく移動しないように設計しなかった点は、本件プールの設置者の手落ちである。そうして、鉄蓋が移動しているままで本件プールを使用させた学校側に本件プールの管理に手落ちがあった」とした（京都地方裁判所1973.7.12、判例時報755号97頁）。なお、本件事故後、この中学校は鉄蓋に約66cmの脚を4本取り付け鉄蓋を移動させるのを困難にした。

小学校校庭に普段地面に固定されていたサッカーゴールが、運動会のために移動され元の位置に戻されたが固定されずに放置されていたところ、児童がこれにつかまって遊んでいる内に転倒し、近くにいた他の児童に衝突して死亡させた事件につき、「本件事故当時、被告学園において設置していたサッカーゴールは、通常講じられるべき転倒防止のための措置がとられていなかったため、危険な状態にあったものと推認されるところであるから、これによれば、被告学園のサッカーゴールの設置又は保存について瑕疵があった」とした（岐阜地方裁判所1985.9.12、判例時報1187号110頁）。

一方、滑り台で遊んでいた幼児が、何者かにより公園内の滑り台の手すりに両端を結んで輪状にし、斜面に垂らして放置されていた木綿製の紐で頸部をくくられて縊死した事件において、滑り台管理者は「本件紐が滑り台に付着されることは通常予想できない」等の理由から設置管理の瑕疵を否定した（大阪地方裁判所1979.10.5、判例時報958号95頁）。

#### 雲梯の倒壊事故

小学校5年生の児童が、移動式雲梯から「飛行機飛び」をしたところ、雲梯が倒れて児童が死亡した事故について、「小学校高学年の児童の中には精神的発達未熟であるにもかかわらず、肉体的発達が著しく好奇心も旺盛なため、

通常の大人ですら思いつかないような方法で遊んだり、学校で決められ又は自分たちで定めた規則や約束事であっても、しばしば破る者が出ることは十分に予期しうるところである」として、固定をしないままで雲梯を利用に供したことを設置管理の瑕疵とした（京都地方裁判所1982.11.30、判例時報704号77頁）。

#### テニス審判台の転倒事故

一般開放された中学校の校庭において、5歳の幼児が、テニスの審判台の背もたれ部分から降りようとしたところ、審判台が転倒して脳挫傷で死亡した事故につき、「テニスの審判台は、審判者がコート面より高い位置から競技を見守るための設備であり、座席への昇り降りには、そのために設けられた階段によるべきことはいうまでもなく、審判台の通常有すべき安全性の有無は、この本来の用法にしたがった使用を前提とした上で、何らかの危険発生の可能性があるか否かによって決せられるべきものといわなければならない」「公の営造物の設置管理者は本件の例についていえば、審判台が本来の用法に従って安全であるべきことについて責任を負うのは当然として、その責任は原則としてこれをもって限度とすべく、本来の用法に従えば安全である営造物について、これを設置管理者の通常予測し得ない異常な方法で使用しないという注意義務は、利用者である一般市民の側が負うのが当然であり、幼児について、異常な行動に出ることが無いようにさせる注意義務は、もとより、第一次的にその保護者にあるといわなければならない」として、設置管理の瑕疵を否定した（最高裁判所1993.3.30、最高裁判所民事判例集47巻4号3226頁）。ここでは、事故が生じたのは中学校校庭であり、本来は中学生を利用対象としていること、また、幼児がここで遊んだ経過が校庭の一般開放にあることが考慮されている。

#### サッカーゴールの転倒事故

中学校においてサッカーゴールにぶら下がり遊んでいた

事件について、「4人もの生徒が同時にバーにぶら下がることは本件ゴールポストの本来の用法、本件バーの高さ、形状並びにその設置場所が危険性につき十分の判断能力を備えた中学生の在籍する中学校の校庭であることなどから右ゴールポストの設置管理者としては通常予測しうるものではなく、また予測し得なかったとしてもやむを得なかったものと解される」として設置管理の瑕疵を否定した(福岡地方裁判所1953.6.30、判例集未掲載)。中学校のハンドボールゴールについて同旨の判断がある(岐阜地方裁判所1954.2.28、判例集未掲載)。

(望月 浩一郎)

#### 主要参考文献

- 加藤一郎編 1965。『注釈民法(19)』有斐閣  
 古崎慶長 1971。『国家賠償法』有斐閣  
 西埜章 1987。『国家賠償責任と違法性』一粒社  
 四宮和夫 1985。『事務管理・不当利得・不法行為(下)』青林書院

#### 編者・執筆者一覧

##### ●編者

- 千葉 正士 東京都立大学名誉教授、日本スポーツ法学会会長  
 濱野 吉生 早稲田大学人間科学部教授、日本スポーツ法学会事務局長

##### ●執筆者(執筆順)

###### <前編>

- 千葉 正士 (第1章) 上記  
 小笠原 正 (第2章) 東亜大学法学部教授  
 森川 貞夫 (第3章) 日本体育大学体育学部教授  
 井上 洋一 (第4章、第1節) 奈良女子大学文学部助教授  
 中村 祐司 (第4章、第2節) 宇都宮大学国際学部専任講師  
 小林 真理 (第4章、第3節) 早稲田大学人間科学部助手  
 齋藤 健司 (第4章、第4節) 慶応義塾大学体育研究所助手

###### <後編>

- 永井 憲一 (第1章) 法政大学法学部教授  
 濱野 吉生 (第2章) 上記  
 佐藤 千春 (第3章) 朝日大学法学部助教授  
 浦川道太郎 (第4章) 早稲田大学法学部教授  
 伊藤 堯 (第5章、第1節) 東京女子体育大学体育学部教授、  
 日本スポーツ法学会副会長  
 湯浅 道男 (第5章、第2節) 愛知学院大学法学部教授  
 菅原 哲朗 (第5章、第3節) 弁護士  
 望月浩一郎 (第5章、第4節) 弁護士

#### スポーツ法学入門

平成7年12月6日発行

発行者 川崎 文夫

発行所 ㈱体育施設出版

〒105 東京都港区芝大門1-2-8 コスミックビル5F

TEL.03(3578)1191 FAX.03(3578)1195

印刷 共同印刷㈱

定価 2,700円(本体2,622円)(乱丁・落丁本はお取り替えいたします)

ISBN4-924833-17-7 C3075 P2700E